

平成 28 年 9 月 30 日

事務担当者様

厚生年金保険の制度改正に伴う企業年金基金の事務手続きについて

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

①短時間労働者に対する適用拡大

既に日本年金機構から案内があったとおり、平成 28 年 10 月 1 日から「特定適用事業所」に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険の適用対象となります。

※「特定適用事業所」

同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が 1 年で 6 ヶ月以上、500 人を超えることが見込まれる事業所

加入者の範囲を限定せず、「厚生年金保険の被保険者全員」としている事業所にあつては、適用拡大により新たに厚生年金保険の被保険者となった方について、当基金にも「加入者資格取得届」をご提出いただく必要があります。

②標準報酬月額の下限の変更

厚生年金保険の標準報酬月額の下限が平成 28 年 10 月分から「88 千円」になりました（従来は「98 千円」）。

【第 1 年金実施事業所】

上記に伴い、標準報酬月額が「98 千円」から「88 千円」に変更された方につきましては、「基準給与変更届」をご提出いただく必要があります（「基準給与変更届」については別紙参照）。

以上、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

業務係 電話：03-5114-5517（代表）